

岩手県告示第225号

緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号）第6条第2項の規定により、岩手県立緑化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 施設の利用料金

区 分	利用料金		
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
緑化木流通施設	480円	660円	1,300円

2 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日